

株 主 各 位

京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4

株式会社 京都ホテル

代表取締役社長 福 永 法 弘

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主様の健康と安全面を最優先にご検討いただき、**総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月21日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4

ホテルオークラ京都 4階宴会場

[末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。]

**株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

3. 目的事項

報 告 事 項 第103期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役10名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
又、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyotohotel.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

本総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応

株主の皆様の安全を第一に考え、本総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応を、次のとおりご案内いたします。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
- 当社役員及び運営スタッフは、事前に検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用にてご対応いたします。
- 受付並びに会場内にアルコール消毒液を設置いたします。
- 受付にて検温を実施させていただきます。
- 会場内は座席の間隔を広げ、座席数を減らして運営を行います。
- 感染防止のため、控室における飲料のサービスを休止いたします。

<株主様へのお願い>

- 株主様の健康と安全面を最優先にご検討いただき、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。
- 当日ご出席を予定されている株主様におかれましては、健康状態に十分にご留意いただき、くれぐれもご無理のないようお願いいたします。感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、またご心配ご不安のある方は、特に慎重なご判断をお願いいたします。
- ご来場に際しましては、検温やマスクの着用並びにアルコール消毒液による手指消毒にご協力をお願いいたします。
- 発熱や咳がある又は体調不良と見受けられる方には、ご入場をお断りする場合がございます。
- 座席の間隔を広く確保するため、座席数を限定しております。満席の際はご入場いただけない場合がございます。
- 検温等のため受付に時間がかかることが予想されます。早めのご来場にご協力をお願いいたします。
- 総会当日は、円滑な運営にご協力いただきますようお願いいたします。
- ご質問につきましては、当社ホームページ (<https://www.kyotohotel.co.jp/contact/>) でも受け付けております。入力フォームからお問い合わせいただきましたら、個別に回答させていただきます。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月 1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度のがわが国経済は、前事業年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の制限や停滞により、厳しい状況が続きました。一時、ワクチン接種の進展により経済回復への期待感が高まりましたが、変異株の発生やウクライナ情勢の動向を受け、依然として先行き不透明な状況が続いております。

京都のホテル業界におきましても、断続的な緊急事態宣言等による規制や自粛要請により、依然として回復基調に至らない厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社では、ホテル従業員及び関連スタッフに対しての新型コロナウイルス感染予防への徹底した取り組みを実施し、お客様の安心安全を第一に、宿泊・宴会・飲食等の各ご利用に合わせたガイドラインを作成し、ご案内しております。このように営業活動が制限され、ホテル売上の回復に時間を要する中、一方では経費削減の徹底を引き続き実施しております。加えて、「京都ホテルオークラ別邸 京料理 栗田山荘」の売却や、第三者割当による優先株式の発行により、さらなる財務基盤の強化・運転資金の確保等を実施いたしました。

また、営業時間やご利用人数等の規制を遵守し、十分な感染対策を施したうえで、ホテル主催のクリスマスディナーショー等のイベント開催をはじめ、婚礼・一般宴会の実施やレストランの営業を行うことで、コロナ禍前の状況を目指し、営業活動を行ってまいりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高は4,267百万円(前年同期比10.9%増)となりました。損益面におきましては、引き続き徹底した諸費用の見直し、役員報酬や賞与の減額など厳しいコスト削減に努めましたが、営業損失1,959百万円(前年同期は営業損失2,567百万円)、経常損失1,092百万円(前年同期は経常損失1,940百万円)となり、当期純損失は651百万円(前年同期は当期純損失1,968百万円)となりました。

このような状況に鑑み、当事業年度の普通株式に係る期末配当につきましては、誠に遺憾ながら、前事業年度に引き続き無配とさせていただくことといたしました。

ホテル事業の部門別の営業概況は次のとおりです。

(宿泊部門)

前事業年度と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、京都への観光客はもとより、ビジネス出張等による宿泊はまだまだ少ない状況が続いております。

ホテルオークラ京都(2022年1月20日に京都ホテルオークラから名称変更)では、客室の稼働を増やすため、こまめな客室販売価格の見直し等による売上増加を目指しましたが、競合他社との価格競争の影響により、売上高は前年比で減少いたしました。

からすま京都ホテルでは、徐々に再開されている修学旅行客の獲得を目指しましたが、翌事業年度以降の実

施分が多く、当事業年度への影響は微増にとどまりました。

この結果、宿泊部門の売上高は1,342百万円(前年同期比1.6%減)となりました。

(宴会部門)

ホテルオークラ京都では、コロナ禍での婚礼・一般宴会の中止や延期が続く中、WEB会議や講演会のハイブリッド開催、婚礼フォトプランを強化いたしました。

からすま京都ホテルでも食事を伴う宴会が減少している中、会議利用等は徐々に回復し、売上高は前年比で増加いたしました。

この結果、宴会部門の売上高は1,002百万円(前年同期比62.0%増)となりました。

(レストラン部門)

酒類の提供や営業時間に制限がある中、他部門同様に厳しい状況が続きました。

ホテルオークラ京都では、2021年6月に閉店した「栗田山荘」の売上減少が影響したものの、buffetレストランの再開、惣菜などのテイクアウトやおせち料理の販売強化に取り組んだ結果、売上高は前年比で増加いたしました。しかしながら、依然として厳しい状況が続いており、作業の効率化や人件費の抑制に努め、大幅なコスト削減を続けております。

からすま京都ホテルでは、ランチ営業の強化を行い集客に努めましたが、「和食入舟」を2021年4月から休業(2022年2月をもって閉店)した影響などにより売上高は前年比で減少いたしました。

この結果、レストラン部門の売上高は1,452百万円(前年同期比2.1%増)となりました。

(その他部門)

テナント部門やホテルオークラ京都のフィットネスクラブなどの売上については、堅調に推移しております。

この結果、その他部門の売上高は470百万円(前年同期比6.6%増)となりました。

部門別の売上高及び構成比等は、以下のとおりです。

部 門	売 上 高	構 成 比	前事業年度比増減
宿 泊 部 門	1,342,024千円	31.5%	△21,771千円
宴 会 部 門	1,002,879	23.5	383,694
レ ス ト ラ ン 部 門	1,452,316	34.0	29,394
そ の 他 部 門	470,731	11.0	29,148
合 計	4,267,951	100.0	420,466

(注) その他部門には、フィットネスクラブ、テナント賃貸料等が含まれております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資総額は82百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当事業年度中に完成した主要設備

当事業年度中は営業用設備の改修を中心に実施いたしました。その主なものは、からすま京都ホテルの水冷式パッケージエアコン改修工事(12百万円)などであります。

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設・拡充

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却・撤去・滅失

京都府京都市東山区栗田口三条坊町 料飲施設土地建物 売却

(3) 資金調達の状況

当社は、2021年9月30日に第三者割当増資によるA種優先株式を発行し、これにより1,000百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当事業年度において当社は、営業損失1,959百万円、当期純損失651百万円を計上いたしました。前年同期に比して業績は上回ったものの、新型コロナウイルス感染症の影響による事業環境の不確実性は、いまだ高い状況にあるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。当社では2021年7月において固定資産を譲渡し、また2021年9月には、第三者割当による優先株式の発行等を実施いたしました。

当社ではこれらの対応策を実行したことで、当面の資金繰りに懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。さらに、営業を継続する中で、「新型コロナウイルスの感染拡大防止」に取り組んでまいります。

① 財務戦略の最適化

当社は飲食・宴会における人数制限や営業時間短縮等による減収のため、主要拠点の一つである「栗田山荘」の売却や、第三者割当によるA種優先株式の発行で1,000百万円の資金調達を実施いたしました。加えて短期借入金の円滑な借換えなどにより、営業活動に必要な運転資金の確保には問題ありません。

② 経費の削減

経費削減に関しましては、役員報酬や賞与の減額等、人件費を含めたあらゆる費用の見直しを図り、抜本的なコスト削減を実施いたしました。今後も、出来る限りの収支改善に取り組んでまいります。

③ 新型コロナウイルスの感染拡大防止について

当社では、お客様の安心安全を第一に、以下のご利用に合わせたガイドラインを作成し、ご案内しております。また、ホテル従業員及び関連スタッフに対して感染予防対策を徹底しております。

- ・ホテルをご利用のお客様
- ・ご宿泊をご利用のお客様
- ・宴会場をご利用のお客様
- ・結婚式・ご披露宴をご利用のお客様
- ・レストランをご利用のお客様

- ・「季節の旅」お申し込みのお客様
- ・フィットネスをご利用のお客様

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 100 期 (2019年3月期)	第 101 期 (2020年3月期)	第 102 期 (2021年3月期)	第103期(当期) (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	10,573,326	9,625,986	3,847,484	4,267,951
営業利益又は営業損失(△) (千円)	563,005	89,636	△2,567,218	△1,959,204
経常利益又は経常損失(△) (千円)	391,586	△146,734	△1,940,968	△1,092,729
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	174,346	△303,157	△1,968,664	△651,999
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△) (円)	15.72	△27.33	△176.31	△55.70
総 資 産 (千円)	17,729,050	18,425,095	17,084,932	16,342,215
純 資 産 (千円)	2,442,810	2,106,270	704,316	1,052,316

(注)1 当事業年度より「収益認識に関する会計基準(企業会計基準第29号 2020年3月31日)」等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(注)2 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均株式数により算出しております。
また、期中平均株式数につきましては、自己株式を控除して算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ その他

当社は株式会社ホテルオークラから取締役の派遣を受けております。同社は当社の普通株式を4,263,000株(議決権比率35.3%)を保有しております。

なお当社は、同社からの事業上の制約はなく、独自に事業活動を行っており、一定の独立性が確保されていると考えております。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

区 分	主 要 設 備 等	
宿 泊 部 門	ホテルオークラ京都	客室数 321室
	からすま京都ホテル	客室数 231室
宴 会 部 門	ホテルオークラ京都	宴会場 13室・結婚式場 2室・美容室 1室
		着付室 1室・衣裳室 1室・写真室 1室
	からすま京都ホテル	宴会場 4室
		写真室 1室
レ ス ト ラ ン 部 門	ホテルオークラ京都	食 堂 7室
		バー・ラウンジ 2室
	からすま京都ホテル	食 堂 1室
		バー 1室
そ の 他 部 門	ホテルオークラ京都	施設賃貸・駐車場
		フィットネスクラブ・スイミングプール
	からすま京都ホテル	施設賃貸・駐車場
	ウェルカムラウンジ	待合室 1室

(8) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

名 称	所 在 地
ホテルオークラ京都	京 都 市 中 京 区
からすま京都ホテル	京 都 市 下 京 区
東京営業所	東 京 都 港 区
ウェルカムラウンジ	京 都 市 下 京 区
京都ホテルグループ本社	京 都 市 中 京 区

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
435名	56名減	37才5ヶ月	11年11ヶ月

(注) 上記従業員数には、受入出向者を含み、他社への出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

(4) 大株主及びその持株数

株 主 名	種類	持株数	持株比率
株式会社ホテルオークラ	普通株式	4,263千株	35.3%
株式会社ニチレイ	普通株式	2,008	16.6
株式会社日本政策投資銀行	普通株式	585	4.9
中央建物株式会社	普通株式	516	4.3
京阪ホールディングス株式会社	普通株式	364	3.0
みずほ信託銀行株式会社	普通株式	350	2.9
彌榮自動車株式会社	普通株式	350	2.9
株式会社I z u t s u M o t h e r	普通株式	209	1.7
株式会社A n d D oホールディングス	普通株式	177	1.5
サントリー酒類株式会社	普通株式	126	1.0

(注) 持株比率は自己株式(201株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項がないため、記載しておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福 永 法 弘	三幸株式会社 取締役
代表取締役専務	原 田 肇	「ホテルオークラ京都総支配人」 株式会社ホテルオークラ神戸 取締役 株式会社ホテルオークラ 顧問
常務取締役	杉 田 洋	総務部長
取 締 役	西 川 治 彦	経理部長 「財務本部長」
取 締 役	善 養 寺 明	調理部長 「ホテルオークラ京都総料理長」
取 締 役	西 村 直 樹	販売サポート部長 「ホテルオークラ京都副総支配人」
取 締 役	千 玄 室	裏千家今日庵大宗匠 外務省参与 京都大学大学院総合生存学館特任教授 ユネスコ親善大使 日本・国連親善大使 在京都ペルー共和国名誉領事

取締役	成瀬正治	株式会社ホテルオークラ東京代表取締役社長 株式会社ホテルオークラ代表取締役常務執行役員 株式会社ホテルオークラスペースソリューションズ取締役 株式会社コンチネンタルフーズ取締役 株式会社ホテルオークラエンタープライズ取締役
取締役	細見麗子	公益財団法人細見美術財団 細見美術館副館長
取締役	石垣聡	株式会社ホテルオークラ取締役常務執行役員 株式会社ホテルオークラ神戸代表取締役社長、総支配人
常勤監査役	廣畑優子	
監査役	柳瀬光義	
監査役	長谷川啓一	ダイニック株式会社 社外監査役
監査役	越智久男	

- (注) 1. 取締役千 玄室、細見麗子の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役長谷川啓一、越智久男の両氏は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

① 取締役

当社は、定款第27条の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

② 監査役

当社は、定款第35条の規定により、監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 個人別の役員報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社役員の報酬等に関しては、取締役と監査役に区分して株主総会において決定される報酬額の限度内で、世間水準及び従業員給与との均衡を考慮し決定しており、基本報酬のみで構成されております。

常勤役員の個人別の報酬は、当社「役員報酬規程」で役位別に報酬の額が定められております。また、非常勤取締役及び非常勤監査役の個人別の報酬は、その取締役および監査役の社会的地位や貢献度との見合いにおいて社長が起案し、取締役については取締役会で、監査役については監査役会の協議で決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(1) 取締役

2014年3月27日開催の第95回定時株主総会において、以下の通り決議いただいております。報酬総額の年額は100,000千円以内（うち社外取締役分5,000千円以内）とする。ただし、使用人分給与は含まない。対象となる取締役の員数は9名（うち社外取締役1名）。

(2) 監査役

2004年3月29日開催の第85回定時株主総会において、以下の通り決議いただいております。報酬総額の年額は20,000千円以内とする。対象となる監査役の員数は3名。

- ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社の取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、代表取締役社長による報酬等の内容の決定方針等を確認しており、当社が決定した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

- ④ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	対象となる 役員の数
		基本報酬	
取締役 (うち社外取締役)	49,687千円 (2,131千円)	49,687千円 (2,131千円)	11名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	12,960千円 (3,840千円)	12,960千円 (3,840千円)	4名 (2名)
合計 (うち社外役員)	62,647千円 (5,971千円)	62,647千円 (5,971千円)	15名 (4名)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

なお、2022年3月期において当社は、新型コロナウイルスの影響による売上高の減少を鑑み、2020年5月より代表取締役20%、取締役10%、監査役10%の役員報酬の減額、2020年10月より代表取締役25%、取締役20%、監査役20%の役員報酬の減額を取締役会又は監査役会の協議において決議しております。

- ⑤ 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。
- ⑥ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係 (2022年3月31日現在)

区分	氏名	兼職先及び兼職の内容	備考
取締役	千 玄 室	裏千家今日庵大宗匠	(注)
		外務省参与	(注)
		京都大学大学院総合生存学館特任教授	(注)
		ユネスコ親善大使	(注)
		日本・国連親善大使	(注)
		在京都ペルー共和国名誉領事	(注)
取締役	細見 麗子	公益財団法人細見美術財団 細見美術館副館長	(注)
監査役	長谷川 啓一	ダイニック株式会社 社外監査役	(注)
監査役	越智 久男		

(注) 重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会または 監査役会への出席状況	主な活動状況
取締役	千 玄 室	取締役会 7回中 6回出席	我が国を代表する伝統文化の承継と発展に大きく貢献されている文化人としての幅広い見識を活かし、当社の経営に対して的確な助言を頂いております。
	細 見 麗 子	取締役会 7回中 7回出席	様々な伝統文化に精通され、医療法人での職務経験を踏まえた幅広い見識から、また女性の立場から当社の経営に対して的確な助言を頂いております。
監査役	長谷川 啓一	取締役会 7回中 7回出席 監査役会 6回中 6回出席	金融機関における長年の経験と財務に関する豊富な知見を活かし適宜発言を行い、また取締役に対し説明を求めています。
	越 智 久 男	取締役会 7回中 7回出席 監査役会 6回中 6回出席	金融機関における長年の経験と財務に関する豊富な知見を活かし適宜発言を行い、また取締役に対し説明を求めています。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 ひかり監査法人

(注) 2021年6月21日開催の第102期定時株主総会においてひかり監査法人が選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	ひかり監査法人	有限責任監査法人トーマツ
当事業年度に係る報酬等の額	15,000千円	600千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円	600千円

- (注) 1. 当事業年度に前任監査人である有限責任監査法人トーマツに対して引継ぎ業務に係る報酬600千円を支払っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査役会は当社都合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断する時には、その決議に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議事項とします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」として、内部統制システムの基本方針を次のとおり定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、コンプライアンスを経営の基本とします。
- ・当社は、コンプライアンス規程を定め、規程に定める社長を長としたコンプライアンス対策本部を設置する等して役員、社員等の従業者が企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において法令等を遵守し、社会的理念に適合した行動を実践することを確保します。
- ・当社は、コンプライアンス規程の基礎として行動基準を定め、取締役及び使用人が職務を執行する基本方針とし、行動基準をカード化して全ての取締役及び使用人が携帯してコンプライアンスの徹底を行います。
- ・当社は、内部監査規程を定め、会社の経営諸活動の全般にわたる内部統制状況を検証し、監査担当部署は、不備についてその是正を提言します。
- ・当社は、内部通報制度運用規程を定め、違法行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを設けません。
- ・当社は、お客さまとの取引に際して基本となる「宿泊約款」「ホテル利用規則」「宴会催事規約」に反社会的勢力排除条項を設け、反社会的勢力との取引を拒絶します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書保存管理規程を定め、この規程に則って重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等を、適切に保存及び管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、取締役会の下に社長を長とし常勤取締役及び常勤監査役等から成る要務役員会を設けて業務の運営、管理を行っており、その要務役員会の下に重要度の高いリスクに対応する各種専門委員会を設置し、リスクへの対応を管理します。
- ・当社は、リスクに対応する各種専門委員会の委員長には取締役をあて、定期的に委員会を開催し、その結果について社長及び担当取締役に報告し、重大な事項は取締役会及び監査役会に報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、年度計画を策定し、取締役はこの計画に基づいて職務を執行し、その進捗について取締役会に報告を行います。
- ・当社は、要務役員会を定期的に開催し、取締役の職務執行について審議、企画、立案、評価し、また要務役員会メンバーと部署長から成る部長会を設置して月次の実績の評価及び改善策の策定を行います。
- ・当社は、職制規程を定め、この規程に則って各部門の業務分担及び指揮命令系統を明確にして、効率的な業務執行を行う組織を構築します。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、適正かつ信頼ある財務報告を確保する内部統制システムを整備し、職制を通じた定期的評価と監査担当部署による定期的評価を行って必要な業務の改善を行い、内部統制システムの有効性を確保します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・当社は、現在、監査役の職務を補助すべきスタッフを置いていませんが、監査役から要請があった場合に補助スタッフを置くこととし、その人事については監査役と取締役が協議のうえ決定します。
- ・監査役の職務の補助を行うスタッフは、監査役の指示に従って職務を実施し、その職務について当該スタッフは取締役の指揮命令を受けないこととします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令もしくは社内規程等の違反、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見、認識したときは、遅滞なく監査役に報告を行います。
- ・当社は、上記の通報を行った者が、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも受けないことを社内に周知徹底いたします。
- ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について監査役に対して報告を行います。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行によって生ずる費用及び債務について、経理規程に基づき公正かつ適切に処理いたします。

(9) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議への監査役の出席と、回議書その他の業務執行に関する重要な文書の閲覧を確保します。

(10) 内部統制システムの運用状況

当社は内部監査年度計画書に基づき、内部監査を実施しております。また、財務報告に係る内部統制も内部監査年度計画書に基づき内部統制評価を実施しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実施することを基本方針としております。

当社は、剰余金の配当を期末配当の年1回行なうことを基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、普通株式を有する株主に対しては、当事業年度の業績に鑑み、誠に遺憾ながら無配とさせていただくことといたしました。なお、A種優先株式を有する株主に対しては、当社定款及び発行要領に基づき優先配当を行う予定であります。

普通株式を有する株主の皆様には、誠に申し訳ございませんが、何卒事情ご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。引き続き業績の回復に全社をあげて対処し、早期に復配できますよう努めてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び持株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流動資産 現金及び預金 売掛金 原材料及び貯蔵品 前払費用 その他 貸倒引当金 固定資産 有形固定資産 建物 構築物 機械装置及び運搬器具 器具及び備品 土地 リース資産 無形固定資産 ソフトウェア リース資産 電話加入権 商標 投資その他の資産 投資有価証券 長期前払費用 前払年金費用 差入保証金 その他	流動負債 買掛金 短期借入金 1年内返済予定の長期借入金 リース債務 未払金 未払費用 未払法人税等 前受金 預り金 前受収益 賞与引当金 その他 固定負債 社債 長期借入金 リース債務 長期未払金 長期預り保証金 繰延税金負債 負債合計 純資産の部 株主資本 資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 自己株式 純資産合計 負債純資産合計
2,651,015	4,363,589
2,226,599	79,300
287,241	3,000,000
55,447	448,000
44,397	102,888
37,503	452,379
△174	49,710
13,691,199	5,092
13,551,241	65,354
8,253,000	51,296
17,482	42,529
116,087	29,520
220,046	37,517
4,890,314	10,926,309
54,308	2,000,000
41,054	8,064,000
9,374	85,294
27,291	151,311
4,284	625,072
104	630
98,904	15,289,898
10,300	1,052,316
20,375	100,000
1,827	1,604,469
51,771	25,000
14,630	1,579,469
	△651,999
	△651,999
	△651,999
	△152
16,342,215	1,052,316
16,342,215	16,342,215

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月 1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		4,267,951
売 上 原 価		807,728
売 上 総 利 益		3,460,222
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,419,427
営 業 損 失		1,959,204
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10	
補 助 金 収 入	1,028,991	
受 取 手 数 料	2,839	
基 地 局 設 置 手 数 料	3,173	
受 取 保 険 金	3,115	
そ の 他	7,419	1,045,551
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	163,331	
支 払 手 数 料	9,603	
そ の 他	6,140	179,075
経 常 損 失		1,092,729
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	453,761	453,761
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	7,307	7,307
税 引 前 当 期 純 損 失		646,275
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		5,093
法 人 税 等 調 整 額		630
当 期 純 損 失		651,999

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2021年4月 1日から
2022年3月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	1,568,916	750,221	80,265	830,486	△1,694,934	△1,694,934
事業年度中の変動額						
新株の発行	500,000	500,000		500,000		
剰余金の配当						
減 資	△1,968,916	△1,225,221	3,194,138	1,968,916		
欠損填補			△1,694,934	△1,694,934	1,694,934	1,694,934
当期純損失（△）					△651,999	△651,999
事業年度中の変動額合計	△1,468,916	△725,221	1,499,203	773,982	1,042,935	1,042,935
当 期 末 残 高	100,000	25,000	1,579,469	1,604,469	△651,999	△651,999

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△152	704,316	704,316
事業年度中の変動額			
新株の発行		1,000,000	1,000,000
剰余金の配当		-	-
減 資		-	-
欠損填補		-	-
当期純損失（△）		△651,999	△651,999
事業年度中の変動額合計		348,000	348,000
当 期 末 残 高	△152	1,052,316	1,052,316

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 時価法によっております。
以外のもの (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

主要な設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、5～50年であります。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

用役又は期間に応じた均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(6年)による定額法により、按分額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に宿泊・宴会、レストラン及びこれらに付随するホテルサービスを国内外の顧客に対して提供しており、顧客にサービスを提供した時点及び商品を引き渡した時点でこれらの履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、サービスの提供のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、他社ポイントの付与額については、当社がポイント運営会社のために回収した金額であるため、取引価格から減額しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社は、株式会社オークラニコッホホテルマネジメント（運営会社）が運営するポイントプログラムに参加しており、当社が顧客に付与した当該ポイントについては、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、当該ポイントは当社が運営会社のために回収した金額として、取引価格から減額する方法に変更しております。また、配送料収入について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は48,663千円減少し、売上原価は11,581千円減少し、販売費及び一般管理費は37,082千円減少しました。営業損失、経常損失及び税引前当期純損失、また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価レバレッジごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

4. 会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

（1）計算書類に計上した金額

建物	8,253,000	千円
構築物	17,482	千円
機械装置及び運搬具	116,087	千円
器具及び備品	220,046	千円
土地	4,890,314	千円
リース資産（有形固定資産）	54,308	千円
ソフトウエア	9,374	千円
リース資産（無形固定資産）	27,291	千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

新型コロナウイルスの感染リスク拡大に伴う国内外の移動規制や営業の自粛要請等により事業環境が著しく悪化しており、当社の固定資産には減損の兆候があると判断しております。当社は、減損の兆候がある資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価格を下回る場合には、帳簿価格が回収可能価額を超える部分を減損損失として計上することとしています。

割引前将来キャッシュ・フローは、経営者により承認された事業計画に基づき算定しており、事業計画の最終年度以降の期間については、経営環境を考慮して見積もった成長率を用いてキャッシュ・フローを算定しています。将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、今後の新型コロナウイルスの感染リスク拡大の影響は不透明な状況であります。2024年3月期中に例年並みの水準まで回復するとの仮定を置いております。

また、当社の資産グループのうち、「ホテルオークラ京都」の資産グループは、保有する不動産の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づき正味売却価額の見積りを行っており、当該価額が帳簿価額を十分に上回っております。その他の資産グループは、上記のような仮定に基づいて将来キャッシュ・フローを見積もって減損損失の認識判定を実施した結果、減損損失を認識しておりません。

なお、減損の兆候の把握、減損損失の認識判定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業環境の変化により当初想定した収益が見込めなくなった場合には、減損損失が発生する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 12,963,549千円
減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。
- (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務
委託者、受益者を当社とする信託受益権を担保に供しております。
- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| ① 担保に供している資産 | 建物等 | 6,767,273千円 |
| | 土地 | 3,959,692千円 |
| | 計 | 10,726,966千円 |
| ② 担保に係る債務 | 短期借入金 | 3,000,000千円 |
| | 1年内返済予定の長期借入金 | 448,000千円 |
| | 長期借入金 | 8,064,000千円 |
| | 社債 | 2,000,000千円 |
| | 計 | 13,512,000千円 |
- (3) 固定資産圧縮記帳額 保険金等で取得した有形固定資産の取得原価から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。
- | | | |
|--|----|---------|
| | 建物 | 3,362千円 |
| | 計 | 3,362千円 |
- (4) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務
短期金銭債務 176千円

6. 損益計算書に関する注記

- (1) 固定資産売却益
栗田山荘の建物、土地の売却によるものであります。
- (2) 関係会社との取引高
営業取引による取引高
販売費及び一般管理費 1,920千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	12,065,400株	—	—	12,065,400株
A種優先株式	—	1,000株	—	1,000株
合計	12,065,400株	1,000株	—	12,066,400株

(注) A種優先株式の増加1,000株は、第三者割当により「DBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合」に対する発行による増加であります。

- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	201株	—	—	201株
合計	201株	—	—	201株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会	A種優先株式	20,054	20,054.79	2022年3月31日	2022年6月23日

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	欠損金	1,019,401	千円
	減損損失	15,526	
	賞与引当金	10,184	
	ギフト券	9,504	
	未払事業所税	9,718	
	その他	18,826	
	繰延税金資産小計	1,083,161	
	評価性引当額	△1,083,161	
	繰延税金資産合計	-	
繰延税金負債	前払年金費用	△630	
	繰延税金負債合計	△630	
	繰延税金負債純額	△630	

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達については銀行借入及び社債発行で行っております。売掛債権は必要な与信管理を行い、早期回収に努めており、ほとんどの債権は1ヶ月以内の入金期日であります。投資有価証券については非上場株式であり、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。借入金及び社債等の使途は、運転資金及び設備投資資金です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 差入保証金	51,771	51,892	120
資産計	51,771	51,892	120
(1) 社債	2,000,000	1,991,786	△8,213
(2) 長期借入金(注4)	8,512,000	8,498,007	△13,992
(3) リース債務(注5)	188,183	186,854	△1,328
(4) 長期割賦未払金(注6)	304,351	302,032	△2,319
(5) 長期預り保証金	625,072	586,299	△38,772
負債計	11,629,606	11,564,980	△64,626

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注3) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	10,300

(注4) 貸借対照表上、流動負債に計上されている1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(注5) 貸借対照表上、流動負債に計上されているリース債務を含めております。

(注6) 貸借対照表上、流動負債に計上されている割賦未払金を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品及び金融負債

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
差入保証金	-	51,892	-	51,892
社債	-	1,991,786	-	1,991,786
長期借入金	-	8,498,007	-	8,498,007
リース債務	-	186,854	-	186,854
長期割賦未払金	-	302,032	-	302,032
長期預り保証金	-	586,299	-	586,299

差入保証金

差入保証金については、償還予定時期を見積り、リスクフリー・レートを基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務及び長期割賦未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

差入保証金については、償還予定時期を見積り、リスクフリー・レートを基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、ホテル内店舗の賃貸借契約を締結しております。しかし賃貸面積が全体面積に占める割合は些少で重要性は乏しいため時価の開示を省略しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

その他の関係会社の子会社

属性	会社等の名称	議決権等の (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	㈱オークラニッコー ホテルマネジメント (㈱ホテルオークラの子会社)	-	業務提携契約	業務提携報酬	36,973	未払金	25,917

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 業務提携報酬につきましては、契約に基づく計算方法により算出しております。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	宿泊部門	宴会部門	レストラン 部門	その他	合計
室料売上	1,191,122	177,671	9,816	-	1,378,610
料理売上	-	336,345	1,167,450	268	1,504,064
飲料売上	4,715	58,919	126,865	-	190,501
雑貨売上	9,958	140,508	30,580	20,613	201,660
その他	136,228	289,433	117,602	100,062	643,327
顧客との契約から生じる収益	1,342,024	1,002,879	1,452,316	120,943	3,918,163
その他の収益	-	-	-	349,787	349,787
外部顧客への売上高	1,342,024	1,002,879	1,452,316	470,731	4,267,951

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約負債の残高等

(単位:千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	214,949
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	287,241
契約負債(期首残高)	87,058
契約負債(期末残高)	84,022

契約負債は、宿泊、宴会、レストラン及びこれらに付随するホテルサービスについて、顧客から受け取った前受金及び顧客に販売したギフト券等であり、貸借対照表における「流動負債」の「前受金」及び「前受収益」に含まれております。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、63,519千円であります。また、当事業年度における契約負債の増減は、宴会前受金及びギフト券等の収益認識による減少と、新たな宴会前受金等の受け取り及びギフト券等の発行による増加であります。

過去の期間に充足した履行義務から、当事業年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足の履行義務(ギフト券等)は、当事業年度末において27,548千円であり、期末日後1年以内に50%、残り50%がその後1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

13. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4円34銭
(2) 1株当たり当期純損失 55円70銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告
独立監査人の監査報告書

2022年5月8日

株式会社京都ホテル
取締役会 御中

ひかり監査法人

京都事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 光 田 周 史
------------------------	---------------

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 岩 永 憲 秀
------------------------	---------------

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京都ホテルの2021年4月1日から2022年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

その他の事項

会社の2021年3月31日をもって終了した前事業年度の計算書類等は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該計算書類等に対して2021年5月11日付けで無限定適正意見を表明している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月9日

株式会社京都ホテル 監査役会

常 勤 監 査 役 廣 畑 優 子 ㊟

監 査 役 柳 瀬 光 義 ㊟

監 査 役 長 谷 川 啓 一 ㊟

監 査 役 越 智 久 男 ㊟

(注) 監査役長谷川 啓一及び越智 久男は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社における剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定的な配当を念頭に置きつつ、将来の設備投資計画並びに財務基盤強化のための必要な内部留保を総合的に勘案し、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

しかしながら、2022年3月期の期末配当は、当期の厳しい業績に鑑み、誠に遺憾ではございますが、普通株式につきましては無配とさせていただきたく存じます。A種優先株式につきましては、当社定款に定める所定の計算に基づく金額の配当を実施させていただきたく存じます。

A種優先株式に関しましては、本議案に基づく剰余金の配当がなされなかった場合、当社定款に基づき、実際に支払われる日（同日を含む）まで、本議案に基づく配当総額が年率4.0%で1年毎の複利計算により未払A種優先配当金として累積し、普通株式を保有する株主様に対する剰余金の配当に優先して支払われることとなります。このため、普通株式を保有する株主様に対する将来における剰余金の配当を実現するために、A種優先株式につきましては、当社定款に定める所定の計算に基づく金額の配当を実施したいと考えております。期末配当の原資につきましては、その他資本剰余金といたします。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

A種優先株式についての剰余金の配当

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社A種優先株式 1株につき金20,054円79銭
A種優先配当金総額 20,054,790円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当法定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">＜ 新設 ＞</p>	<p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたく存じます。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>ふく なが のり ひろ 福永法弘 (1955年8月21日生)</p>	<p>1978年 4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2002年 4月 日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行）南九州支店長 2004年 6月 同行都市開発部長 2007年 6月 同行北海道支店長 2008年10月 株式会社日本政策投資銀行北海道支店長 2009年 6月 同行常務執行役員 2011年 6月 北海道国際航空株式会社（現株式会社AIRDO）代表取締役副社長 2012年10月 株式会社AIRDO代表取締役副社長 2015年 3月 当社代表取締役社長（現任） 2015年 6月 株式会社ホテルオークラ常務執行役員 2018年 6月 株式会社ホテルオークラ専務執行役員 2018年 6月 三幸株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 三幸株式会社取締役</p>	普通株式 3,000株
	<p>[取締役候補者とした理由] 株式会社日本政策投資銀行で培った豊富な業務経験と財務・会計に関する高い知見をもとに、当社では2015年の代表取締役社長就任以降、適切に業務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
2	はら だ はじめ 原 田 肇 (1955年12月26日生)	1978年 4月 大観観光株式会社(現株式会社ホテルオークラ)入社 2003年12月 オークラフロンティアホテルつくば総支配人 2007年 6月 オークラガーデンホテル上海副総経理 2007年 6月 株式会社ホテルオークラ執行役員 2008年 4月 オークラガーデンホテル上海総経理 2012年 6月 株式会社ホテルオークラ上席執行役員 2013年 1月 オークラアクトシティホテル浜松総支配人 2014年 6月 株式会社ホテルオークラ取締役上席執行役員 2015年10月 株式会社オークラニッコーホテルマネジメント常務執行役員 2016年 6月 株式会社ホテルオークラスペースソリューションズ代表取締役社長 2018年 6月 当社専務取締役「京都ホテルオークラ総支配人」 2018年 6月 株式会社オークラニッコーホテルマネジメント常務執行役員 2018年 6月 株式会社ホテルオークラ神戸取締役(現任) 2019年 6月 株式会社ホテルオークラ取締役常務執行役員 2019年 6月 当社代表取締役専務「京都ホテルオークラ総支配人」 2021年 6月 株式会社ホテルオークラ顧問(現任) 2022年 1月 当社代表取締役専務「ホテルオークラ京都総支配人」(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ホテルオークラ神戸取締役 株式会社ホテルオークラ顧問	普通株式 400株
	[取締役候補者とした理由] 株式会社ホテルオークラで培った豊富な業務経験とホテル運営全般に関する高い知見をもとに、当社では2018年より取締役として企業経営に従事し、適切に業務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		
3	すぎ た よう 杉 田 洋 (1962年7月10日生)	1985年 4月 当社入社 2005年 3月 当社宿泊部長 2006年 4月 当社販売促進部長 2008年11月 当社宴会販売部長 2009年 3月 当社執行役員宴会販売部長 2010年 6月 当社執行役員からすま営業部長 「からすま京都ホテル総支配人」兼外販部長 2012年 2月 当社執行役員外販部長 2012年 3月 当社取締役販売促進部長 2014年 4月 当社取締役新規営業所開発担当兼からすま営業部長 「からすま京都ホテル総支配人」兼外販部長 2016年 5月 当社取締役からすま営業部長 「からすま京都ホテル総支配人」 2020年 6月 当社常務取締役総務部長(現任)	普通株式 3,800株
	[取締役候補者とした理由] 当社入社以来、主に宿泊部門並びに宴会セールス部門に従事し、ホテル運営に関する豊富な業務知識・経験を有しております。2012年より当社取締役として企業経営に従事し、適切に業務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
4	ぜん よう じ あきら 善 養 寺 明 (1952年1月21日生)	1973年10月 大成観光株式会社(現株式会社ホテルオークラ)入社 1997年 1月 株式会社ホテルオークラ神戸出向 2001年10月 株式会社ホテルオークラ東京ベイ出向 2011年 6月 株式会社ホテルオークラ東京執行役員 洋食総料理長 2013年 6月 株式会社ホテルオークラ執行役員 2015年10月 当社執行役員調理部長 2016年 3月 当社取締役調理部長「京都ホテルオークラ総料理長」 2022年 1月 当社取締役調理部長「ホテルオークラ京都総料理長」(現任)	普通株式 1,400株
		[取締役候補者とした理由] 株式会社ホテルオークラで培った豊富な業務経験と調理に関する高い知見をもとに、当社では2016年より取締役として企業経営に従事し、適切に業務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。	
5	にし むら なお き 西 村 直 樹 (1963年10月10日生)	1986年 4月 当社入社 2008年11月 当社営業企画部長 2010年 2月 当社カスタマーリレーション部長 2011年11月 当社営業企画部長 2012年12月 当社販売促進部付部長 (プライダル担当) 2014年 1月 当社販売促進部付部長 (セールス担当) 2014年 4月 当社外販部付部長 「京都ホテルオークラ別邸 栗田山荘 支配人」 2014年12月 当社からすま営業部付部長 2019年 7月 当社からすま営業部付部長 「からすま京都ホテル副総支配人」 2020年 6月 当社執行役員からすま営業部長 「からすま京都ホテル総支配人」 2021年 9月 当社執行役員販売サポート部長 「京都ホテルオークラ副総支配人」 2021年 9月 当社取締役販売サポート部長 「京都ホテルオークラ副総支配人」 2022年 1月 当社取締役販売サポート部長 「ホテルオークラ京都副総支配人」(現任)	普通株式 500株
		[取締役候補者とした理由] 当社入社以来、営業企画部門・販売促進部門などで豊富な経験を培い、「からすま京都ホテル」においては総支配人としての実績を重ね、ホテル運営に関する豊富な業務知識・経験を有しております。2021年より当社取締役として企業経営に従事し、適切に業務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 ※	井手 章 (1965年7月5日生)	1989年 4月 株式会社池田銀行（現株式会社池田泉州銀行）入行 2011年 2月 同行稲野支店長 2013年 4月 同行売布支店長 2015年 7月 同行駒川町支店長 2017年 4月 同行石橋支店長 2020年 1月 同行京都支店長 2022年 5月 当社顧問（現任）	—
	[取締役候補者とした理由] 株式会社池田泉州銀行で培った豊富な業務経験と財務・会計に関する高い知見を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため、新たに取締役候補者としております。		
7	千 玄 室 (1923年4月19日生)	1964年10月 千利休居士十五代裏千家今日庵家元 1989年 1月 公益財団法人京都市国際交流協会理事長（現任） 1996年 9月 京都市生涯学習総合センター所長（現任） 2002年10月 公益財団法人日本国際連合協会会長（現任） 2002年12月 裏千家今日庵大宗匠（現任） 2005年 9月 日本・国連親善大使（現任） 2009年 3月 当社取締役（現任） 2012年 3月 ユネスコ親善大使（現任） 2016年 1月 日本国観光親善大使（現任） 2017年 4月 外務省参与（現任） (重要な兼職の状況) 裏千家今日庵大宗匠 外務省参与 京都大学大学院総合生存学館特任教授 ユネスコ親善大使 日本・国連親善大使 在京都ペルー共和国名誉領事	普通株式 19,600株
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]（就任期間：13年3ヶ月） 我が国を代表する伝統文化の継承と発展に大きく貢献される等、文化人としての幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、2009年に当社社外取締役に就任いたしました。就任以来、適切に業務を遂行していることから、当社社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
8	<p style="text-align: center;">なる せ まさ はる 成 瀬 正 治 (1958年8月8日生)</p>	<p>1981年 4月 大成観光株式会社(現株式会社ホテルオークラ)入社 2009年 6月 株式会社ホテルオークラ執行役員 2010年 3月 株式会社海老名第一ビルディング取締役 2010年 6月 株式会社コンチネンタルフーズ監査役 2010年 6月 株式会社筑波学園ホテル取締役 2010年 6月 株式会社ホテルオークラ札幌取締役 2011年 6月 株式会社ホテルオークラ取締役執行役員 2012年 3月 当社取締役 2012年 6月 株式会社オレンジマーケティングサービスジャパン取締役 2013年 6月 株式会社ホテルオークラ取締役上席執行役員管理本部副本部長 2014年 6月 当社常務取締役「京都ホテルオークラ総支配人」 2016年 6月 株式会社オークラニッコーホテルマネジメント常務執行役員 2017年 3月 当社専務取締役「京都ホテルオークラ総支配人」 2018年 6月 当社取締役(現任) 2018年 6月 株式会社ホテルオークラ取締役常務執行役員管理本部長 2018年 6月 株式会社ホテルオークラ東京代表取締役専務管理本部長 2019年 6月 株式会社ホテルオークラ東京代表取締役社長(現任) 2019年 6月 株式会社ホテルオークラ代表取締役常務執行役員(現任) 2019年 6月 株式会社ホテルオークラスペースソリューションズ取締役(現任) 2019年 6月 株式会社コンチネンタルフーズ取締役(現任) 2019年 6月 株式会社ホテルオークラエンタープライズ取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ホテルオークラ東京代表取締役社長 株式会社ホテルオークラ代表取締役常務執行役員 株式会社ホテルオークラスペースソリューションズ取締役 株式会社コンチネンタルフーズ取締役 株式会社ホテルオークラエンタープライズ取締役</p>	普通株式 1,400株
[取締役候補者とした理由]		株式会社ホテルオークラで培った豊富な業務経験とホテル運営全般に関する高い知見のもとに、当社では2012年より取締役として企業経営に従事し、適切に業務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	ほそ み れい こ 細見麗子 (1968年4月21日生)	1991年 6月 株式会社常陽入社 1991年 6月 同社取締役 1997年 9月 医療法人蒼龍会入社 1997年10月 同医療法人理事 2000年 4月 同医療法人老健事業部事業部長 2006年11月 同医療法人副理事長 2011年 4月 公益財団法人細見美術財団入社 2015年11月 公益財団法人細見美術財団 細見美術館副館長(現任) 2016年 3月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人細見美術財団 細見美術館副館長	—
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] (就任期間:6年3ヶ月) 様々な伝統文化に精通され、医療法人での職務経験を踏まえた幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、2016年に当社社外取締役に就任いたしました。就任以来、適切に業務を遂行していることから、当社社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。		
10	いし がき あきら 石垣 聡 (1967年7月27日生)	1991年 4月 株式会社ホテルオークラ入社 2006年 6月 株式会社ホテルオークラ東京取締役 2007年 6月 株式会社ホテルオークラ執行役員 2011年 6月 株式会社ホテルオークラ取締役 2017年 6月 株式会社ホテルオークラ神戸代表取締役社長、総支配人(現任) 2018年 6月 株式会社ホテルオークラ取締役常務執行役員(現任) 2019年 6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ホテルオークラ取締役常務執行役員 株式会社ホテルオークラ神戸代表取締役社長、総支配人	—
	[取締役候補者とした理由] 株式会社ホテルオークラで培った豊富な業務経験とホテル運営全般に関する高い知見をもとに、当社では2019年より取締役として企業経営に従事し、適切に業務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 千 玄室氏並びに細見 麗子氏は、社外取締役候補者であります。なお、千 玄室氏並びに細見 麗子氏は東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届出ております。

3. 特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号の定義による)の業務執行者について

(1) 成瀬 正治氏、石垣 聡氏は、当社の大株主である株式会社ホテルオークラの取締役を兼務しております。

(2) その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

4. 責任限定契約について

当社は、千 玄室氏、成瀬 正治氏、細見 麗子氏、石垣 聡氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしており、本総会において4氏が再任された場合、当社は4氏との間で本契約を継続する予定であります。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役越智久男氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いしたく存じます。

なお、監査役候補者小林健氏は、監査役越智久男氏の後任として選任されますので、その任期は、当社定款の定めにより、辞任される同監査役の任期満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
こばやし たけし 小林 健 (1955年4月11日生)	1979年 4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2010年 6月 同行常務執行役員 2011年 6月 同行常勤監査役 2014年 6月 日本原燃株式会社取締役常務執行役員 2016年 6月 同社常務執行役員 2018年 6月 株式会社タカギセイコー監査役（現任） 2018年 6月 三菱製紙株式会社監査役（現任） 2018年 6月 株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所顧問 2019年 6月 DBJキャピタル株式会社取締役会長（現任） 2019年 6月 京成電鉄株式会社監査役（現任） （重要な兼職の状況） DBJキャピタル株式会社取締役会長 株式会社タカギセイコー監査役 三菱製紙株式会社監査役 京成電鉄株式会社監査役	—
[社外監査役候補者とした理由] 株式会社日本政策投資銀行を中心に培った豊富な業務経験と財務・会計に関する高い知見を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、新たに社外監査役候補者としております。		

- (注) 1. 小林 健氏は、社外監査役候補者であります。
2. 特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の定義による）の業務執行者について監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 責任限定契約について
 当社は、小林 健氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

以上

株主優待のご案内

■対象者： 2022年3月31日現在の当社株主名簿に記載又は記録された1単元（100株）以上ご所有の株主様

■変更点： 本年度の株主ご優待券について、下記の通り内容を変更いたします。

- (1) 「ご宿泊30%割引券」を新設。
- (2) 「ご宿泊20%割引券」の枚数を見直し（一部増加）。
- (3) 「オンラインショップ優待券（クーポンコード）」を新設。

当社通販サイト『ホテルオークラ京都オンラインショップ』（<https://www.kyotohotel.jp/>）でご利用いただける20%割引クーポンを新たに贈呈いたします。

■ご優待内容： ご所有株式数に応じて、以下の「株主ご優待券」を贈呈いたします（太枠部分は変更箇所）。

ご所有株式数	ご宿泊 (30%割引)	ご宿泊 (20%割引)	ご宿泊 (10%割引)	ご飲食 (20%割引)	ご婚礼 (10%割引)	通販 (20%割引)
100株～999株	—	—	5枚	5枚	—	クーポン コード
1,000株～4,999株	1枚	5枚	15枚	20枚	2枚	クーポン コード
5,000株以上	2枚	10枚	20枚	30枚	4枚	クーポン コード

【ご利用いただける施設】 ①ホテルオークラ京都 ②からすま京都ホテル

※「ホテルオークラ京都 岡崎別邸」ではご利用いただけません。

【有効期間】 2022年6月27日 ～ 2023年6月30日

【利用除外日（ご飲食優待券のみ）】 以下の期間は、優待券をご利用いただけません。

2022年：8月16日、12月31日 / 2023年：1月1日、1月2日、1月3日（合計5日間）

- (注) 1. ご宿泊優待券は、1泊1室に限ります。
 2. ご飲食優待券は、ご利用限度額が15万円以内となります。また、割引適用外の商品もございます。
 3. ご婚礼優待券は、料理及び飲物に限ります。また、割引適用外のパッケージプランもございます。
 4. 一般宴会、フィットネスクラブ等の会員制施設、パネタリアオークラ、テナント店舗は割引対象外となります。

なお、詳細につきましては、各「株主ご優待券」の裏面をご参照ください。

■発送時期： 2022年6月22日（水）開催の当社第103回定時株主総会終了後、順次発送予定です。

株主メモ

- 事業年度： 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間
- 剰余金の配当基準日： 毎年3月31日
- 定時株主総会： 毎年6月
- 単元株式数： 100株
- 上場証券取引所： 東京証券取引所（スタンダード市場）
- 証券コード： 9723
- 株主名簿管理人： みずほ信託銀行株式会社
- 事務取扱場所： 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
- 公告方法： 電子公告により、当社のホームページ (<https://www.kyotohotel.co.jp/>) に掲載いたします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。

■お問い合わせ先：

お手続き・ご照会の内容	証券会社で株式を保有されている場合	証券会社で株式を保有されていない場合 (特別口座の場合)
・単元未満株式の買取請求 ・住所・氏名等の変更 ・配当金の受領方法・振込先の変更 など	お取引の証券会社	みずほ信託銀行 (株主名簿管理人・特別口座管理機関)
・郵送物等の発送・返戻 ・支払期間経過後の配当金 ・株式事務に関する一般的なお問い合わせ など	みずほ信託銀行 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 電話：0120-288-324（土・日・祝日を除く 9:00～17:00） WEB： https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html	

【特別口座について】

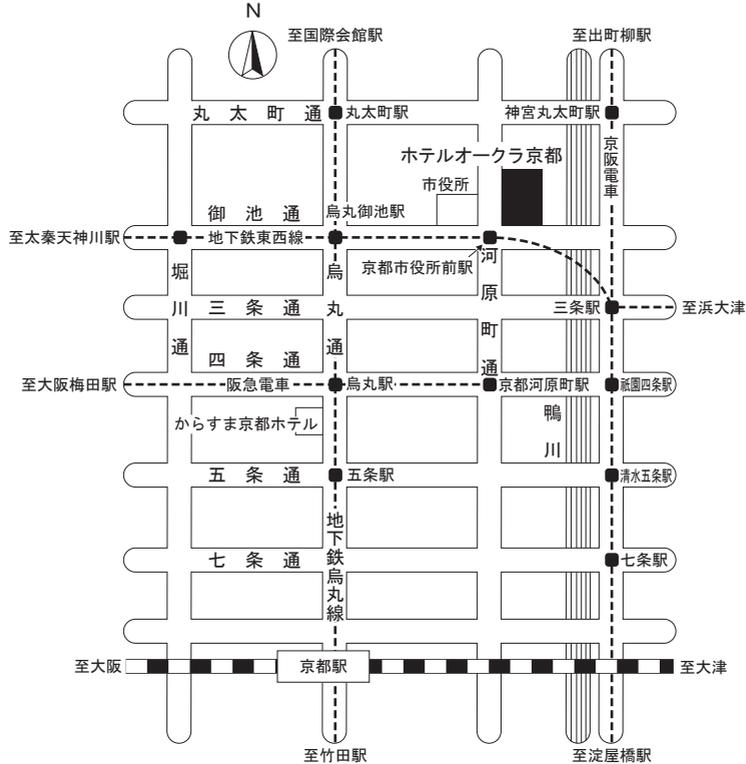
2009年1月の株券電子化実施に際し、証券会社に口座を開設し証券保管振替機構に株券を預託されなかった株主様の株式については、当社がみずほ信託銀行（特別口座管理機関）に開設いたしました「特別口座」にて記録・管理されています。

「特別口座」で管理されている株式については、単元未満株式の買取請求を除いて売買することができません。株式を売買するためには、証券会社に口座を開設のうえ、「特別口座」から株式の振替手続きを行う必要があります。詳しいお手続き方法については、みずほ信託銀行までお問い合わせください。

株主総会会場ご案内図

会場 京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4
ホテルオークラ京都 4階宴会場

電話(075)211-5111



会場への交通

- 地下鉄東西線「京都市役所前駅」より徒歩約1分
- 市バス「京都市役所前」より徒歩約1分
- 京阪電車「三條駅」より徒歩約7分
- 阪急電車「京都河原町駅」より徒歩約10分

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。